参考例

○警察に相談又は通報すべきいじめの事例

・　いじめが発生した際、当該行為が犯罪行為（触法行為を含む。）に該当するか否かを学校及び学校の設置者が、判断することは困難なことも多いが、「いじめ」として捉えがちなものについて、早期に警察に相談又は通報を行う必要がある場合もある。

・　以下は、学校で起こり得るいじめの事例のうち、犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案や重大ないじめ事案として警察への相談又は通報すべき具体例を参考として示したものである。

学校で起こり得る事案の例	該当し得る犯罪	
○　ゲームや悪ふざけと称して、繰り返し同級生を殴ったり、蹴ったりする。 ○　無理やりズボンを脱がす。	**暴行** （刑法第208条）	第208条　暴行を加えた者が人を傷害するに至らなかったときは、２年以下の懲役若しくは30万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。
○　感情を抑えきれずに、ハサミやカッター等の刃物で同級生を切りつけてけがをさせる。	**傷害** （刑法第204条）	第204条　人の身体を傷害した者は、15年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。
○　断れば危害を加えると脅し、性器や胸・お尻を触る。	**強制わいせつ** （刑法第176条）	第176条　13歳以上の者に対し、暴行又は脅迫を用いてわいせつな行為をした者は、６月以上10年以下の懲役に処する。13歳未満の者に対し、わいせつな行為をした者も、同様とする。

○　断れば危害を加えると脅し、現金を巻き上げる。 ○　断れば危害を加えると脅し、オンラインゲームのアイテムを購入させる。	**恐喝** （刑法第249条）	第249条　人を恐喝して財物を交付させた者は、10年以下の懲役に処する。 ２　前項の方法により、財産上不法の利益を得、又は他人にこれを得させた者も、同項と同様とする。
○　靴や体操服、教科書等の所持品を盗む。 ○　財布から現金を盗む。	**窃盗** （刑法第235条）	第235条　他人の財物を窃取した者は、窃盗の罪とし、10年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。
○　自転車を壊す。 ○　制服をカッターで切り裂く。	**器物損壊等** （刑法第261条）	第261条　前３条に規定するもの（公用文書等毀棄、私用文書等毀棄、建造物等損壊及び同致死傷）のほか、他人の物を損壊し、又は傷害した者は、３年以下の懲役又は 30 万円以下の罰金若しくは科料に処する。
○　度胸試しやゲームと称して、無理やり危険な行為や苦痛に感じる行為をさせる。	**強要** （刑法第223条）	第223条　生命、身体、自由、名誉若しくは財産に対し害を加える旨を告知して脅迫し、又は暴行を用いて、人に義務のないことを行わせ、又は権利の行使を妨害した者は、３年以下の懲役に処する。 ２　親族の生命、身体、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知して脅迫し、人に義務のないことを行わせ、又は権利の行使を妨害した者も、前項と同様とする。 ３　前２項の罪の未遂は、罰する。

○　本人の裸などが写った写真･動画をインターネット上で拡散すると脅す。	**脅迫** （刑法第222条）	第222条　生命、身体、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知して人を脅迫した者は、２年以下の懲役又は 30 万円以下の罰金に処する。 ２　親族の生命、身体、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知して人を脅迫した者も、前項と同様とする。
○　特定の人物を誹謗中傷するため､インターネット上に実名をあげて､身体的特徴を指摘し､気持ち悪い､不細工などと悪口を書く。	**名誉毀損、侮辱** （刑法第230条、231条）	第230条　公然と事実を摘示し、人の名誉を毀損した者は、その事実の有無にかかわらず、３年以下の懲役若しくは禁錮又は50万円以下の罰金に処する。 ２　死者の名誉を毀損した者は、虚偽の事実を摘示することによってした場合でなければ、罰しない。 第 231 条　事実を摘示しなくても、公然と人を侮辱した者は、１年以下の懲役若しくは禁錮若しくは 30 万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。
○　同級生に対して「死ね」と言ってそそのかし、その同級生が自殺を決意して自殺した。	**自殺関与** （刑法第202条）	第202条　人を教唆し若しくは幇助して自殺させ、又は人をその嘱託を受け若しくはその承諾を得て殺した者は、６月以上７年以下の懲役又は禁錮に処する。
○　同級生に対して､スマートフォンで自身の性器や下着姿などの写真･動画を撮影して送るよう	**児童ポルノ提供等** （児童買春、児童　ポルノに係る行為等の規制	第７条 自己の性的好奇心を満たす目的で、児童ポルノを所持した者（自己の意思に基づいて所持するに至った者であり､かつ､当該者であることが明らかに認められる者に限る。）は、一年以

指示し、自己のスマートフォンに送らせる。 ○　同級生の裸の写真・動画を友達１人に送信して提供する。 ○　同級生の裸の写真・動画をSNS上のグループに送信して多数の者に提供する。 ○　友達から送られてきた児童ポルノの写真・動画を、性的好奇心を満たす目的でスマートフォン等に保存している。	及び処罰並びに児童の保護等に関する法律第７条）	下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。自己の性的好奇心を満たす目的で、第二条第三項各号のいずれかに掲げる児童の姿態を視覚により認識することができる方法により描写した情報を記録した電磁的記録を保管した者（自己の意思に基づいて保管するに至った者であり、かつ、当該者であることが明らかに認められる者に限る。）も、同様とする。 ２　児童ポルノを提供した者は、３年以下の懲役又は300万円以下の罰金に処する。電気通信回線を通じて第二条第三項各号のいずれかに掲げる児童の姿態を視覚により認識することができる方法により描写した情報を記録した電磁的記録その他の記録を提供した者も、同様とする。 ３　前項に掲げる行為の目的で、児童ポルノを製造し、所持し、運搬し、本邦に輸入し、又は本邦から輸出した者も、同項と同様とする。同項に掲げる行為の目的で、同項の電磁的記録を保管した者も、同様とする。 ４　前項に規定するもののほか、児童に第２条第３項各号のいずれかに掲げる姿態をとらせ、これを写真、電磁的記録に係る記録媒体その他の物に描写することにより、当該児童に係る児童ポルノを製造した者も、第２項と同様とする。 ５　（略） ６　児童ポルノを不特定若しくは多数の者に提供し、又は公然と陳列した者は、５年以下の懲役若しくは500万円以下の罰金に

		処し、又はこれを併科する。電気通信回線を通じて第二条第三項各号のいずれかに掲げる児童の姿態を視覚により認識することができる方法により描写した情報を記録した電磁的記録その他の記録を不特定又は多数の者に提供した者も、同様とする。 7　前項に掲げる行為の目的で、児童ポルノを製造し、所持し、運搬し、本邦に輸入し、又は本邦から輸出した者も、同様とする。（略） 8（略）
○　元交際相手と別れた腹いせに性的な写真･動画をインターネット上に公表する。	**私事性的画像記録提供（リベンジポルノ）** （私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律第３条）	第３条　第三者が撮影対象者を特定することができる方法で、電気通信回線を通じて私事性的画像記録を不特定又は多数の者に提供した者は、３年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。 2　前項の方法で、私事性的画像記録物を不特定若しくは多数の者に提供し、又は公然と陳列した者も、同項と同様とする。 3　前２項の行為をさせる目的で、電気通信回線を通じて私事性的画像記録を提供し、又は私事性的画像記録物を提供した者は、1年以下の懲役又は 30 万円以下の罰金に処する。 ４・５　（略）